

令和 2 年度

第 2 回芽室町教育委員会会議
(公開用)

令和 2 年 4 月 27 日

芽室町教育委員会

会議録

令和2年4月27日第2回芽室町教育委員会会議を芽室町中央公民館2階図書資料室で開催した。

○開会時間 15時59分

○閉会時間 16時30分

○出席委員	教育長職務代理者	西 村 嘉 博
	委員	山 口 祥 子
	委員	田 口 聰 明
	委員	鳥 本 和 宏

○欠席委員 なし

○出席職員	教育長	程 野 仁
	学校教育課長兼給食センター長	有 澤 勝 昭
	社会教育課長	日 下 勝 祐
	図書館長兼図書館係長	藤 澤 英 樹
	学校教育課総務係長	中 田 雅 彦
	学校教育課学校教育係長	橋 本 岳
	学校教育課給食係長	矢 後 浩 史
	社会教育課社会教育係長	大 石 秀 人
	社会教育課社会教育係主査	村 島 志津佳
	社会教育課スポーツ振興係長	上 田 勝 哉

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 前会議録の承認
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 報告第1号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
- 日程第5 報告第2号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）
- 日程第6 報告第3号 区域外就学認定の件（非公開）
- 日程第7 議案第2号 芽室町教育支援委員会委員委嘱の件
- 日程第8 議案第3号 芽室町教育研究所職員委嘱の件
- 日程第9 報告第4号 芽室町立学校における学校運営協議会委員委嘱の件
- 日程第10 議案第5号 芽室町立学校における働き方改革推進プラン改定の件
- 日程第11 議案第6号 芽室町図書館協議会委員委嘱の件

◎日程第1「会議録署名委員の指名」

○程野教育長 それでは、本日の委員会の出席は5名でありますので、教育長及び在任委員の過半数が出席していることから、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより、第2回教育委員会会議を開会いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」については、本会議の会議録署名委員は、西村嘉博教育長職務代理者といたします。

◎日程第2「前会議録の承認」

○程野教育長 それでは、日程第2「前会議録の承認」についてであります。お手元に会議録が届いていると思います。17回、18回、それから今年度の1回目でありますが、事前にお配りしておりましたがいかがでしょうか。よろしいですか。

（「よろしいです」と発する声あり）

○程野教育長 それでは、会議録のとおり承認いたします。

◎日程第3「教育長の報告」

○程野教育長 日程第3「教育長の報告」については、2点あります。4月17日の臨時教育長会議を受けて、4月20日から5月6日まで臨時休校としているところであります。

あわせて連休明けの5月7、8日については、全道的に通常の学校生活が円滑に戻れるようにということで、フルスペックではなくて分散登校等の配慮をしなさいということから、本町では7、8日ともに3時間授業、その後給食をして下校するという形で予定を組んでいるところであります。

二つ目については、それにかかわりますが今、北海道知事から、緊急事態宣言の継続等々にかかわって対応を検討するように道教育委に指示しているところでありますので、それを受け 30 日に管内の臨時教育長会議を行う予定であります。そこで、連休明けの対応が決定されるという運びになると思います。

この先については先行き不透明ですので、当面 7、8 日は先ほど言ったように 3 時間授業、それから給食を食べて帰りますが、今後の状況によつてはそれも変わる可能性があるということで報告をさせていただきます。

その他、学校教育課所管事業と社会教育課所管で事務局から報告お願いいたします。

学校教育課長。

○有澤学校教育課長 (1) 学校教育課所管事業の主なものについて、御報告させていただきます。

4 月 1 日教育委員会事務局職員の辞令交付式を実施しております。

また、4 月 3 日教育委員の皆様にも御列席いただきまして、小中学校教職員の辞令伝達式、その後、学校経営者会議を実施しまして、令和 2 年度の教育執行方針等を説明させていただいております。

次のページにまいりまして、4 月 13 日第 12 地区教科書採択教育委員会協議会へ出席しております。

なお、本年度は芽室町教育委員会が事務局となり、令和 3 年度から使用する小学校の教科書の採択を進めるものであります。

また、4 月 15 日ですけれども、小中学校校長会議を開催しまして、令和 2 年度の事業をこちらに列記しておりますが、この内容について説明をさせていただきました。

以上、学校教育課であります。

○程野教育長 社会教育課長。

○日下社会教育課長 社会教育課の所管事業についてですけれども、会議行事については特に御説明をするものはありません。

4 月 18 日から 5 月 6 日までの間ですけれども、コロナ対策として社会教育施設、体育施設、全ての施設を休館としているというところであります。

以上です。

○程野教育長 学校教育課、社会教育課の報告がございました。

質疑等ございますか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 報告のとおりとさせていただきます。

それから、この後の日程につきましては、2 件の非公開の日程がありま

すので、議事進行において提案の説明の前に非公開の決定をさせていただければと思います。

非公開については、日程第5「報告第2号芽室町奨学金貸付の件」及び日程第6「報告第3号区域外就学認定の件」については、芽室町教育委員会会議規則第12条第1号に規定する公開することにより個人の権利を侵害するおそれのある事項に当たりますので、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「よろしいです」と発する声あり）

○程野教育長 その件については、非公開とさせていただきます。

◎日程第4「報告第1号就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」

○程野教育長 それでは、日程第4 報告第1号「就学困難な児童生徒にかかる就学援助認定の件」説明願います。

学校教育課長。

○有澤学校教育課長 日程第4「報告第1号就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」についてあります。

学校教育法第19条に規定する経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしましたので報告いたします。

資料1ページをご覧ください。

数字が若干変わっていますので、今日配付しました資料をご覧ください。

令和2年度の就学援助認定総括表であります。

4月10日現在で申請世帯数が161世帯、認定世帯が141世帯で、内訳は準要保護世帯が141世帯となっております。その内訳については記載のとおりでございます。

なお、不認定世帯は20世帯となってございます。

ページ中段以下は、各小中学校の認定者数、不認定者数で、準要保護認定者数につきましては小学校で118名、中学校で90名、合わせて208名となっており、4月10日現在の児童生徒数、これが1,719名でありますので、認定率は右上の表にありますが12.1%となっております。

以上で、報告を終わります。

○程野教育長 報告第1号につきまして質疑等ございますか。

西村代理。

○西村教育長職務代理者 今年の4月10日現在の数字なわけですけれども、例年から見るとすごく率が低いというか、そんな感じ、そうなのです。

これは、生徒数は若干ずつ減ってきているということもあるのでしょ

うけれども、最近ここ何年間の中では極端に少ないような気がしているのです。それで、今年みたいにコロナ等々でいろいろな関係が出てくるときに、申請する方法というか、休みや何かがあって、そういうことで少し遅れているのかなというそんな気もしているのですけれども、その辺の事務方としての受け取り方はどうなのか聞きたいのですけれども。

比較対照する数字がないかもしれません、去年の5月15日現在の資料が手元にあったものですからそれでいくと、申請世帯が184で全体としては13.5%でした。今年の12.1%というのは、ずっと統計とっている段階では一番少ないですよね。少ないのはいいことなのですけれども、何か原因があったのかなと思って、その辺をお聞かせください。

今、答弁のこと、もしそれが内容としてこういう内容があるのですと
いうことであれば、何かの機会でお知らせしてほしいのですけれども。
少し気になる数字だなと。

○程野教育長 学校教育課長。

○有澤学校教育課長 今回特に162名という、前回平成31年の4月時点も205名という申請件数ありますと、40件程度減っているという状況です。

この分析は現時点では行っていないというのが正直な話でございます。その辺については、学校の休校等もろもろございましたので、少なくなつたという背景もあるかとは少し考えておりますが、ただ、就学援助については、今回の広報でも更に載せましたけれども、コロナの関係で申請が遅れた等につきましては、随時また承らせていただきますということで、周知をさせていただきたいと思います。

以上です。

○程野教育長 関連してございませんか。

（「ありません」と発する声あり）

○程野教育長 このあたりの認定率については、十勝教育局の関係者と芽室町は認定率が低いという話をしてきたところです。

今回についてはさらに下がっていますけれども、手順、段取りについては例年どおりですが、更に周知していくということあります。現状では、報告のとおりということです。

他に質問等がなければ、報告のとおりということできさせていただきます。

○日程第5「報告第2号芽室町奨学金貸付の件」

○程野教育長 日程第5「報告第2号芽室町奨学金貸付の件」、説明願います。
以下、非公開

◎日程第6「報告第3号区域外就学認定の件」

○程野教育長　日程第6「報告第3号区域外就学認定の件」、説明願います。
以下、非公開

◎日程第7「議案第2号芽室町教育支援委員会委員委嘱の件」

○程野教育長　日程第7「議案第2号芽室町教育支援委員会委員委嘱の件」、説明願います。

学校教育課長。

○有澤学校教育課長　日程第7「議案第2号芽室町教育支援委員会委員委嘱の件」について、御説明いたします。

芽室町教育支援委員会規則第4条の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

最初に15ページをお開きください。芽室町教育支援委員会の規則になります。

本規則では、特別な配慮が必要な児童生徒に対して、適切な就学の支援を行うため委員会を設置することを定め、第3条にありますとおり、次に上げるものうちから教育委員会が委嘱することとなっており、第4条では、委員の任期は2年と定めることとしております。

昨年4月の教育委員会会議におきまして、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの17名の委員の委嘱について、決定いただいているところでございます。

13ページのほうにお戻りください。

今回、ページ中段の委嘱の理由にありますとおり、令和2年4月1日付の教職員人事異動による欠員、校内人事に伴う変更、学識経験者区分として委嘱していた芽室幼稚園園長の退任による欠員及び芽室町職員の人事異動による欠員のため、後任者、これは上記6名の方の委嘱をしようとするものであります。

なお、委嘱期間は、前任者の残任期間とするものであります。

以上で説明を終わります。

○程野教育長　芽室町教育支援委員会委員委嘱の件、説明がありました。

質疑等ございますか。

（「ありません」と発する声あり）

○程野教育長　それでは、新たな委嘱ということで、提案のとおり異議なしと認め可決をいたします。

◎日程第8「議案第3号芽室町教育研究所職員委嘱の件」

○程野教育長　日程第8「議案第3号芽室町教育研究所職員委嘱の件」、説明

願います。

学校教育課長。

○有澤学校教育課長　日程第8「議案第3号芽室町教育研究所職員委嘱の件」について、御説明いたします。

芽室町教育研究所運営規則第2条の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

最初に19ページをお開きください。

下段になりますが、芽室町教育研究所の運営規則になります。

本規則の第2条にありますとおり、所員の委嘱は22人以内ということで、各町内小中学校の推薦をまって教育委員会が行い、任期は2年としております。

昨年4月の教育委員会会議におきまして、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの9名の委員の委嘱について、決定をいただいたところであります。

17ページのほうにお戻りください。

中段、委嘱の理由にありますとおり、令和2年4月1日付の教職員人事異動及び校内人事により欠員となった職員の後任といたしまして、上記4名の方の委嘱をしようとするものであります。

委嘱期間は、前任の残任期間とするものであります。

以上で説明を終わります。

○程野教育長　研究所の職員の委嘱の件、説明がございました。

質疑等ございますか。

（「ありません」と発する声あり）

○程野教育長　それでは、提案のとおり異議なしと認め、可決をいたします。

○日程第9「議案第4号芽室町立学校における学校運営協議会委員委嘱の件」

○程野教育長　日程第9「議案第4号芽室町立学校における学校運営協議会委員委嘱の件」について、説明願います。

学校教育課長。

○有澤学校教育課長　日程第9「議案第4号芽室町立学校における学校運営協議会委員委嘱の件」について、御説明いたします。

芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

最初に26ページをお開きください。

学校運営協議会の設置等に関する規則の抜粋になります。

第3条におきまして、協議会の委員は15人以内、2以上の学校については、一つの協議会を設置する場合は20人以内とし、校長の推薦を受け

て、次に掲げるもののうちから教育委員会が任命することとなっており、任期は第4条にありますとおり、1年ということで、再任は妨げないということに規定しております。

それでは、学校ごとの委員になります。

まず、20ページをお開きください。

20ページが芽室小学校の委員名簿で、15名の委員の委嘱を予定しております。以降同様に21ページが西小学校で10名の方の委嘱を、22ページが南小学校で11名の方を、23ページは芽室中学校で15名の方、24ページが西中学校で15名の方、最後になりますが、25ページでは上美生小学校と中学校で15名の委員、合計で六つの協議会、76名の方を1年間委嘱しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 今、説明ございました。

上美生小中が一つの協議会となることから、六つの協議会の委員の委嘱ということになります。

会議について、質疑等ございますか。

(「ありません」と発する声あり)

○程野教育長 それでは、提案のとおりに異議なしということで可決をいたします。

◎日程第10「議案第5号芽室町立学校における働き方改革推進プラン改定の件」

○程野教育長 日程第10「議案第5号芽室町立学校における働き方改革推進プラン改定の件」、説明願います。

学校教育課長。

○有澤学校教育課長 日程第10「議案第5号芽室町立学校における働き方改革推進プラン改定」についてになります。

本件につきましては、今年3月27日開催の第7回教育委員会協議会で御審議をいただきまして、3月28日付で各小中学校へ意見聴取を実施したところでございます。

その結果、修正等もございませんでしたので、提案どおり本日提案させていただくものであります。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 本案については、3月27日の教育委員会協議会を受けてと、それから各学校にもおろした上でということで、提案があります。

質疑等ございますか。

(「ありません」と発する声あり)

○程野教育長 それでは、異議なしと認め、原案のとおり可決といたします。

◎日程第 11 「議案第 6 号芽室町図書館協議会委員委嘱の件」

○程野教育長　日程第 11 「議案第 6 号芽室町図書館協議会委員委嘱の件」について、説明願います。

社会教育課長。

○日下社会教育課長　日程第 11 「議案第 6 号芽室町図書館協議会委員委嘱の件」について、御説明申し上げます。

芽室町図書館設置及び管理条例第 6 条第 4 項の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものでございます。

36 ページをご覧ください。

芽室町図書館協議会委員は、8 名の方に委嘱をさせていただいておりますが、その中で学校教育関係者として芽室高等学校の校長に委嘱をしているところであります。

35 ページ、委嘱の理由に記載のとおり、前任の土屋亮校長が 3 月 31 日で退任され、後任に佐藤康則氏が就任されておりますので、この佐藤康則氏に委嘱をしようとするものであります。

在職期間は、前任の残任期間であります令和 3 年 5 月 31 日までとしようとするものです。

以上で説明を終わります。

○程野教育長　本件の説明ございました。

質疑はございますか。

（「ありません」と発する声あり）

○程野教育長　それでは、異議なしと認め、本件は提案どおり可決をいたします。

報告、それから議案については一旦終了いたしました。

今後の日程について説明してください。

○事務局　今後の日程について、説明いたします。

本日お配りの資料でございます。

5 月の教育委員会会議ですけれども、5 月 26 日火曜日 16 時から、ここ図書資料室で行う予定となっております。

その他でございますけれども、5 月 20 日水曜日、令和 2 年度十勝管内教育委員会連絡協議会総会が行われる予定となっております。

コロナウイルスの影響等で、開催の方法が例年とは少し変わってくることが予想されております。また、行事日程につきましても、さまざま中止、延期等となっておりますので、御承知おき願います。

以上です。

○程野教育長　それでは、以上で第 2 回教育委員会会議を終了させていただ

きます。

お疲れさまでした。

会議録署名 教育長 程 野 仁

会議録署名 教育長職務代理者 西 村 嘉 博